

令和7年第1回隠岐の島町議会定例会会議録

開 会（開議） 令和7年3月7日（金）9時30分 宣告

1. 出席議員

1番	岡田 智子	6番	大江 寿	11番	安部 大助
2番	牧野 牧子	7番	村上 謙武	12番	前田 芳樹
3番	藤野 定幸	8番	菊地 政文	13番	石田 茂春
4番	齋藤 則子	9番	西尾 幸太郎	15番	米澤 壽重
5番	山田 浩太	10番	池田 賢治	16番	池田 信博

1. 欠席議員 14番 高宮 陽一

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	地域振興課長	橋本 博志
副町長	大庭 孝久	上下水道課長	村上 和久
教育長	野津 浩一	建設課長	田中文 男
総務課長	宇野 慎一	施設管理課長	岸本 則和
会計管理者	齋藤 和幸	危機管理室長	柳原 潔
財政課長	長田 寿幸	水産振興室長	曾我部 一彦
税務課長	池本 繁樹	都市計画課係長	西尾 正平
町民課長	和田 美由貴	総務学校教育課長	金井 和昭
保健福祉課長	野津 千秋	社会教育課長	中村 恒一
住民福祉担当課長	広江 和彦	布施支所長	坂本 忠
環境課長	原 秀人	五箇支所長	村上 克樹
エネルギー対策室長	野津 寿天	都万支所長	近藤 勝志
商工観光課長	藤野 一	中出張所長	茶山 宏
農林水産課長	増本 直行	中央公民館長	木瀬 高宏

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長	田中 挙	事務局長補佐	齋賀 千春
--------	------	--------	-------

議事の経過

○議長（池田信博）

ただ今から、本日の会議を開きます。

（開議宣告 9時30分）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 一 般 質 問

「一般質問」を行います。

一般質問は一問一答方式となっています。

また、質問時間は答弁を含み 60 分以内となっていますので、執行部、議員各位におかれましては、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、一般質問は、行政全般にわたり、執行機関に対し、事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め、または疑問を質すためのものですので、単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、あるいは要望等はなされないようお願いいたします。

また、再質問は質問の趣旨に沿ったものとし、通告した質問の範囲を超えないよう、質問者各位にはよろしくお願いいたします。

執行部におかれましては、質問時間が限られておりますので、明確な答弁をお願いいたします。

それでは、一般質問の通告がありましたので順次発言を許します。

はじめに、4 番：齋藤 則子 議員

○4番（齋藤 則子）

通告にしたがいまして、一般質問を始めたいと思います。

まず、「昨年度、一昨年度の仏像調査の続きについて」ということでございます。

今年一月末に、平成 14 年度と 16 年度に発掘調査で出土した埋蔵文化財ですが、県の有形文化財に指定すべく県文化財保護審議会の「答申」が提出され、今年度中にも指定される見通しとの新聞記事を読み、ワクワクしました。これは今後の観光産業にも大きく貢献・活用できるものと大変喜んでいるところです。

2021 年(令和 3 年)6 月定例会で初めて旧町村地域に眠る貴重な仏像調査・保護について質問いたしました。そして専門家による調査が行われ、早急に保護が必要な仏像彫刻は無事保

護されました。その調査の結果、昨年令和6年の県立古代出雲歴史博物館の企画展「誕生・
おきのくに隠岐国」にも取り上げられるという立派な仏像で、スピード出世を果たしたのは感慨に堪えません。それもこれも、町が調査に乗り出してくれたからにほかなりません。ここに謝意と敬意を表するものであります。

本町に眠る文化財を町や県の文化財となるよう残していくのが今の我々の使命ではないかと考えます。そうすることで子々孫々へ確実に伝承していき、彼らが歴史ある深い文化の島の出自を誇りに思い、国内外どこに出で行っても自分のアイデンティティーを失うことなく凛として生きていくことができると確信しています。

これは私が実際に経験してきたことでもあります。私事で恐縮ですが、ドイツで知り合ったある日本人が、私が隠岐出身と聞いて「友達になっておけばよかった、僕の所には何にも誇るものがない」という人もいました。「隠岐」とは、このように聞いただけで人を引きつける魅力がある島です。歴史も文化も自然もある素敵な島であることを、ここに暮らす私たちはもっと強く認識すべきです。

経済活動とは相容れないと思われる、普段あまり気にも留めて貰えないような文化・文化財を伝承していくことは、何かの困難に直面した時にそれを乗り越える力にもなるアイデンティティーの証になるはずです。また現今では文化財の利活用で地域の活性化に生かすことも考えられます。

それでは、質問に入りたいと思います。

例えば「西郷町誌」は昭和51年(1976年)、池田高明企画課長の時に発行されたものでそれから50年近く経ちます。奇しくも池田町長のお父上が主管企画課長の時のものです。ここには本町が誇る貴重な文化財が多く記載されていますが、それらが50年近くの間、全くと言ったら語弊がありますが、調査されて来なかったことについて池田町長はどう思われますか、お聞かせください。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、齋藤議員の「西郷町誌に掲載された貴重な文化財が調査されてこなかったこと」についてのご質問にお答えします。

はじめに、先ほど議員よりお話のありました、大座西古墳群の出土品につきましては、去
おおざにし
る2月7日付けで「島根県指定文化財」の指定を受けたところであります。この貴重な出土品につきましては、改めまして町民の皆様にご覧いただく機会を設けてまいりたいと考えて

おります。

さて、議員ご質問の文化財に関する調査につきましては、合併前の「旧町村誌」や過去の「郷土研究誌」、大学等研究機関が行った「調査研究資料」など様々な資料を参考として行っておりまして、

以前よりご質問をいただいております仏像・神像につきましても、平成初期に当時の島根県立博物館の専門員が確認し、その結果を当時発行された「隠岐の文化財」にも掲載しているところでありまして。また、その際に参考資料といたしましたのが「旧町村誌」であります。

ご案内のとおり、文化財は有形文化財、民俗文化財、史跡、天然記念物など多種にわたっております。これらの調査につきましては、常に「旧町村誌」、「郷土研究誌」等を元に行っているところでありまして。

町内には、数多くの未調査の文化財がございます。これらにつきましては、今後も計画的に調査し、基礎的情報の収集に努めてまいります。

文化財の調査は、本町が主体となって行うものだけではなく、国や県、各種専門機関などにより行われておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○4番（ 齋 藤 則 子 ）

大変嬉しいご報告もありました。少しだけ再質問をさせていただきます。

仏像・神像について、保護されたというようなことがありまして、それ以前に、平成初期に当時の県立博物館の専門員が確認し、そして「隠岐の文化財」にも掲載しているというご答弁でしたけど、掲載はしたけれども、ただ保護されなかったということがあります。

特に平安時代の仏像とか、平安後期の仏像ですね。今は保護されて安心しておりますけれども、当時は調査、そして研究発表するだけで保護はされなかったということもございます。そしてその後、例えば大光寺の「黒仏」の首が取れたということがあったわけですね。そうならないように、まだ早急に保護すべきだと思われる例えば「絵画」などは、非常に繊細な物でございますから、石仏とかそういう物とは違うわけですね、そういう物を早く調査、保護すべきではないか、または修復しなければいけないのではないかとということで、今の質問をさせていただきました。

北前船関係でいいますと、岸浜厳島神社、今津白鳥神社に「絵馬」がございます。「船絵馬」とか貴重な物もあります。但しもう江戸時代後期の物でございますので、非常に劣化しております。顔料等が剥がれ落ちたりしているところがありまして、今はもうあまり残っていない

いわけですね。当時は多分もっとたくさん寄進されたと思いますけれども、今はほとんどこの2つぐらいの神社にしか残ってないのではないかと思います。そのあと「廃仏毀釈」もありましたから、寺に奉納されたものとか、絵画類は多分全部失われてしまったものだという風に考えています。

そういうようなことで、是非、「絵馬」等は全部を修復するということは難しいかも知れませんが、その中でも必要なものとか、大きな物とか、また神社に掛けて置くと「大変良い物があったんだな」ということが分かるような、そういう状態に是非修復していただきたいという風に考えるわけです。このことはもう何年か前か忘れたと言っていました、代表者、厳島神社の代表者ですね、教育委員会に「絵馬」の修復を申し入れたそうなんですけれども、それは断られたということで更に劣化が進んでいるわけなんです。そういうことで質問させていただきましたけれども、そのことは是非、お考えいただきたいという風に思います。また、先ほどのご答弁で、今後も計画的に調査し引き続き情報の収集に努めるというようなことがございましたので、これは是非、途切れることなく続けていただきたいと思うのです。

例えば、北前船関係だけでも沢山ございますので、そういう風にテーマを決めて調査、研究、または保護に努めていただきたいという風に考えますけれども、町長いかがでしょうか。

○番外（町長 池田 高世偉）

齋藤議員の再質問にありました、今後、「絵馬」も含めて計画的に調査、保存を実施していく考えはあるかということだと思いますが、まず、齋藤議員のおっしゃるとおり、我が町としては、調査はしたが保護までは至っていなかったという点は、ここにお詫び申し上げ、前回の齋藤議員のご質問にお答えいたしましたとおおり、仏像につきましてもですが、今後保護すべきものは計画的に保護していきたいという風には思っておりますし、そのように進んでいると思っております。

また、ご指摘いただきました岸浜厳島神社の北前船の「絵馬」でございますが、私も岸浜に関連がありまして「絵馬」も見たことがあります。

そして、ご指摘をいただいた当時の役員さんが教育委員会の方に申し入れたということでございますが、正式にという部分はまた別にして、そういうお話はしたということは伺っています。その時に、お断りしたというまでの確認はしてないですが、その先進んでいないという現状は今の劣化の状況で分かっております。教育長に答えてもらおうと思いましたが、昨

日教育長との協議もしております。

今後、この後の話にも一緒になるんですが、ご指摘いただいた今後の保存調査についてどう考えるかにも、この「絵馬」も入ってきますが、この町たくさんのそういった歴史的なものがございますので、数も多いです。

議員がご指摘いただいた仏像のようにですね、長い目で計画的に実施を続けていきたい。実施してまいります。

○4番（ 齋 藤 則 子 ）

大変前向きな答弁をいただきました。

今もたくさんのまだ文化財があるというご認識なんですけども、そのためには今の「文化振興係」の体制では、非常に難しいんじゃないかと思います。

そちらの方もあわせて考えていただければ、調査員言いましょうか、専門家もう1名増やしていただければという風に考えますので、そちらもご検討いただければと思います。

次の質問に移ります。

埋蔵文化財や地上の文化財の町民向けの展示についてはどのようにお考えかということと、もう一つ保存が厳しい状態にある「黒仏」の修理はどうするのか、修理の予定はあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

ただ今の、齋藤議員の「町民向けの展示についての考え」と「黒仏の修理の予定」についてのご質問にお答えします。

はじめに、「町民向けの展示」についてであります。議員ご承知のとおり、仏像彫刻をはじめとした本町の文化財につきましては、現在、旧今津小学校の総合学習センターに収蔵しております。

教育委員会といたしましては、これらの貴重な文化財につきましては皆様に常時ご覧いただける展示施設を整備し、公開していく必要があるということは、従来から考えているところであります。

しかしながら、本町の「総合振興計画」にあります重点施策などを計画的に進める必要がある中で、すぐに展示施設を整備することは難しい状況にあります。常設の展示施設はございませんが、図書館の展示スペースなどを活用して皆様にご覧いただく機会を設けるよう、今後努めてまいります。

次に「黒仏の修理の予定」についてであります。民間団体が実施する「文化財保存修復事業」の助成を受け、黒仏を修復していくことを計画しているところでございます。事業が「採択」されましたら、予算を計上させていただきたいと考えておりますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

○4番（ 齋 藤 則 子 ）

少しだけ再質問と申しましょうか、述べさせていただきたいと思います。

この度も「黒仏」の修復については、計画があるということで大変うれしく存じております。

私の4年間の議員生活の中で、何か非常に一つの成果が見えているという風に考えております。更に、先ほどのご答弁で、常時、閲覧できるような展示施設はないけれども、図書館などのスペースなどを使って展示、皆さんに見ていただく機会を設ける、というようなご答弁がありました。例えば、そういうことも非常に大事なことで、後また「五箇創生館」なんかもあるんじゃないかという風に思いますので、そちらの方もお考えいただければと思います。それぐらいで今日は、私の質問を終わりたいと思います。どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、齋藤 則子 議員の一般質問を終わります。

次に、11番：安部 大助 議員

○11番（ 安 部 大 助 ）

今回、私が質問いたしますのは、「令和7年度隠岐の島町施政方針」について、3点お伺いしたいと思います。

最初に「既成概念や慣例にとらわれない町政運営」について町長の考えをお伺いしたいと思います。

令和7年度施政方針の中で「既成概念や慣例にとらわれることなく、ありとあらゆる角度から検証と検討を進める」と明記されておりました。

文面だけみると変革や改革などの意味合いが強いように感じますが、町長の言われる「既成概念や慣例」とは何を示しておられるのか、また、既成概念や慣例にとらわれないという決意のもと、今後何をされるのか、町長のお考えをお聞かせください。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、安部議員の「既成概念や慣例にとらわれない町政運営の考え方」についてのご質問にお答えします。

まず、「既成概念や慣例」という語句につきましては、特に何かを指したのではなく、この言葉そのものが持つ、一般的な意味を表現したく使用したものであります。

今の時代におきましては、町民の皆様のニーズは刻々と変化しております。このような状況におきましては、しっかりとアンテナを張り巡らし、そして情報をキャッチし、スピード感をもって施策に生かしていくことが求められています。

有名な経済学者は「昨日を捨てなければ、明日をつくることはできない」という言葉を述べられています。限られた人的資源や資金を新たな取り組みに開放するためには、重要な考え方であると思うところであります。「今までこのようにしてきたから」、「去年が良かったから」ではなく、相手意識をしっかりと持ち、「今、何が求められているか」を探究することで、町民の皆様に寄り添った町政運営を行ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○11番（ 安 部 大 助 ）

町長の答弁いただきました。

特に、この「何を」示しているのかというところはないということでもありますけども、最後のほうで今回、令和7年度のこの事業を進める上で、「今までこのようにしてきたから」、「昨年良かったから」というような考えじゃなくて、また新たな考えでより推進していくという考えを聞きましたので、私自身理解いたしました。

既にもう令和7年度当初予算も提案されております。特に今回、そういった意味合いを持つような事業展開があれば、いろいろ予算の中で審議されたと思いますけども、特に今の町長の思いが強く出ている事業等がもしあれば聞かせていただきたいなと思っております。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

令和7年度において、「既成概念や慣例にとらわれない新規事業は」と言うことでございますが、まずもって自分一期目から、こういう町政を担わせていただく中で常にその都度その都度、一期、二期そういう思いで新たな事業を展開してきたという風に思っています。

また、本来であれば私がそういった思いで「これをやります、これをやりました」というのが余り言うべきではないという風には感じています。

一期目においては、特に今も引き継いで行ってますけども西郷港周辺、旧西郷町からずっ

と町をどうするのかという部分では、絵は描いても何もできなかった。そういう中で、新たな挑戦として掲げたのが西郷港であったという風に思っています。

去年は、今のような義務教育で当たり前だという新入学生に対して体操服、運動靴を支給する、今までの世界ではそういったことは保護者がやるべきだという声もあったわけですが、そういった部分でも少しずつ今の時代に寄り添ったことをやっていかなければならないという部分ではやってきたつもりです。

そして、ご質問のあった令和7年度においてという部分ですが、今回、特に意識しましたのが支所、出張所管内の事業、これにつきましては公民館、そしてUターンの特殊な施策という部分で支所、出張所管内の事業について特別な思いを持って、新規事業を計上したところであります。

○11番（ 安 部 大 助 ）

今年度、特に町長の力を入れている部分というのが聞けて、私自身「よかったな」と思っております。

答弁にありましたように、この今年度も引き続き、住民に寄り添った形で行政運営を進めていただきたいという期待をしております。

それでは、2点目の質問に移ります。

「協働によるまちづくりの考え方」について伺います。

行政の大きな役割は住民サービスの向上だと私は思っております。しかし、近年、住民意識の変化により住民ニーズも複雑多様化しており、町政運営を進める上で住民との協働はより重要となってくると考えております。

町長も「施政方針」の中で、本町が目指す将来像を実現するためには、町民との協働が必要不可欠であると言われております。

そこで、町長の考える「協働のまちづくり」の理想的な在り方はどのようなものをおられるのか、お聞かせください。

また、幅広い年代の多様なニーズを具体的にどのようにして把握されるお考えなのか、お聞かせください。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、安部議員の「協働によるまちづくりの考え方」についてのご質問にお答えします。

常日頃申し上げておりますとおり、現場に行かなければ分からないニーズがあるとは考えております。現場主義を徹底させるとともに、「出前町長室」や「町長への手紙」などの広聴機能を強化させることで、施策の立案の段階から、町民の皆様のご意見を反映させてまいります。また、施策の評価につきましても、町民の皆様と広く共有し、PDCA サイクルを強化していくことで、継続的な業務改善につながり、開かれたまちづくりが推進できるものと考えております。

他方、行政サービスを提供することは、我々の責務であります。しかしながら、それだけでは、町民の皆様の生活を楽しくすることはできません。民間企業、NPO 法人、そして地域活動団体が提供するサービスがあつてこそ、そこに住む人たちの満足度が向上するものと考えております。これまで同様、本町が主となりすべきこと、本町が支援すべきこと、民間の皆さんにお願いすることをしっかり見極め、協働によるまちづくりを行ってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〇11番（ 安 部 大 助 ）

ただ今、答弁いただきました。

そこでちょっと再質問をさせていただきたいと思います。

この協働のまちづくり本町の最上位計画であります「総合振興計画」の方にも明記されております。

その中で、先ほど町長言われるように、やはり民間団体の方々、またいろんな計画を策定する上での検証も含めて、民間の方々の参画というのも重要視されていると理解しております。

そこで本町が定めておりますもう一つの「まちづくり基本条例」にも目を通しますと、この参画の部分、協働まちづくりの部分で、「計画の目的内容を分かりやすく説明する」「企画立案、実施及び評価を説明する」「財政を分かりやすく説明する」と、この「説明する」というところを、この大きな3つの町がやるべきことを「基本条例」で定めておられました。

この3点を考えると、今、本町においては確かに説明をホームページ上で載せたりですね、あとは先ほど町長も言われるように、「出前町長室」や「町長へのお手紙」ということもされておられるのは理解してるんですけども、やはり町として地域に出向くような機会を設けていってはどうかと私は考えております。

これを言うのも、皆さんご存じのとおり議会の方では「議会基本条例」を策定いたしまし

て、年に2回、地域に会場を設けて「懇談会」を開催しております。それまでは、各議員それぞれが地域のいろんな要望とか聞いていたと思いますけども、今回議会として、一つの組織として地域に出て、住民の皆さんの声を聞くと、そこで気づかなかった部分を私自身も反省しないといけないんですけども、やはり、多くのニーズ、多くの意見、多くの要望がありました。

こういうことを思われてるんだということもやはり現場に行って、気づかされた部分もあります。さらに、そこには1人ではなくて、数名の議員がおりましたので、共有ができて、それを政策にどう繋げないといけないのかというような話まで進めることができました。そういった私も一つの経験をさせていただいて、行政そして組織としても、そういった地域の方々との「懇談会」を開いて、その中で今、事業の目的・計画、そういったものを説明するなり、また財政をより分かりやすく説明するなり、そういった機会を設けてはどうかなと考えております。

その辺の仮称でありますけども「町長と住民の懇談会」みたいな形で出向くような機会を設けてはどうでしょう、設けるような考えは、町長の考えを聞かせていただきたいなと思っております。

○番外（町長 池田 高世偉）

安部議員の再質問、地区に生の声を聞くためという意味でしょうね、直接出掛けてはいかがというご質問、それに対する答弁を求められておるところでございますが、まずもって自分自身は外に出ることは、職員にも進めておるように正直言って好きなほうです。人と話す中で、新たな町に対する施策が生まれたりすることも大変大事で、そこは、自分なりに自分の方針としてはきちんと心を入れてやっていこうという風になっていることを、まず個人的な話としてお伝えしたいと思ってます。

そして、町全体という意味でございますが、以前に町全体で各町村、旧町村単位出掛けて来たわけですけども、やはり我々のテーマが悪いのか、周知方法が悪いのか、参加者が余りにも少な過ぎるというところから、全体でいくということを止めた経緯があります。

そして、それ以降につきましては、当然、各地区においての事業説明、特に旧町村においては区長会において、まず住民の皆様より区長会においても町の事業は全てお知らせするようにはしてきています。

ただ、この町部に対してということになれば、確かに「生の声」を聞く部分が、議員ご指

摘のように薄い部分もあろうかと思ってます。出掛けることはやぶさかではないですということはお伝えしますが、今後もやはりもう少し、事業以外のそういった声を聞くためには「出前町長室」という5人以上おれば必ず出掛けますということは申し上げておりますので、皆さんに理解していただくよう「出前町長室」が、その場だと思っていますので、情報をきちんと伝えていきたいという風に思っています。結果的に直ぐに今、町が各地区に出掛けて「懇談会」をやるのかということに対する答えとしては、現段階では考えてないということです。

○11番（安部大助）

今、町長の答弁いただきました。

以前、町として「懇談会」を開いていたというのも、私もそのとき確か議員だったかなと思うんですけども、ちょっと認識をしております。

その当時もやはり人数が少なくなってきたということも聞いておりました。実際、議会の方でもやってみて、最初は人数が多かったんですけども、やはり場所によって人数が本当に参加する議員よりも少ないということもありました。

その中で、どういうテーマをつくった方がいいのかとか、その周知の仕方とか、まだまだ課題はあるんですけども、やはり先ほど町長言われるように事業だけではなくて、皆さんが本当に悩んでいる生活、その声を聞くには「出前町長室」もいいと思うんですけども、そういった形でテーマをよりいいものにしながらですね、事業にこだわらずに、皆さんの身近な考え、意見を聞くために、こういった「懇談会」を開催してはどうかと思っておりました。町長の中では、今その考えはないということですけども、やはりこの「まちづくり基本条例」をしっかりとよりいいものに、実績を積み重ねる上でやはり、そういった行政として出向くというようなことが必要じゃないかなと思いますので、今後、ぜひ検討してもらえればと思っています。

では、次の質問に移らせていただきます。

最後にお聞きいたしますのは、「時代に合った行政サービスの提供」についてでございます。

行政運営には、職員の方々の知恵や力が必要不可欠であることは言うまでもありません。しかし、先ほども話したように住民ニーズも多種多様となっております。苦悩されていると私自身推測しております。

「施政方針」でもありますように、住民ニーズに対応していくために組織機構や、業務事業の見直し、職員の育成、DXの推進、デジタル化の加速が必要と述べられております。施政

方針でも示されております利便性の向上や業務改善を図っていくことも必要と思います。

同時に、今、定年延長の中でシニア人材の活躍を考慮すると、職員の方々の働きたいと思える環境づくり、そして職員が様々な関係者を巻き込む業務が増えている現状を踏まえると、マネジメント力の向上も大切だと思っております。

国においても、公務員のマネジメント力は重要視されております。総務省では、地域公共団体における人材マネジメントの方策に関する研究会が設置されました。その中で、人材マネジメントの方策に関する調査研究が行われてきております。

その中で、職員の自主性、自立性が重要であると。それが発揮できる環境づくりが最も大切であるとし、個々の職員の能力形成の可視化が挙げられておりました。そこで、職員が働きたいと思える環境づくりや、職員のマネジメント力向上について、町長の見解と今後の取り組みについてお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、安部議員の「時代に合った行政サービスの提供の考え方」についてのご質問に
お答えします。

現在、定年延長制度が確立するまでの過渡期であり、試行を重ねながら人員の配置などを行っているところであります。できることであれば、職員には60歳を過ぎても、私が思い描くまちづくりに力を貸していただきたいと考えております。

働きたいと思える環境づくりに一番重要なことは、まちづくりの理念を共有し、同じ想いで、同じ方向を見て仕事をする組織づくりであると考えます。町民の皆様のみならず、職員ともしっかりと会話をし、その中で、働きたいと思う職員が、その能力を十分に発揮し、働き続けられる環境を構築してまいりたいと考えております。

また、マネジメント力につきましては、座学の研修を受けても一朝一夕に身につくものではないと考えております。施策にKPIを設定しPDCAサイクルを回していくことや、人事評価制度の運用をとおして、経営資源を効率的に運用する能力、リスク管理を行う能力、部下の育成や指導を行う能力などが養われるものと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いをいたします。

○11番（安部 大助）

ただ今、町長答弁いただきました。その中で、私と同じ考えだなあと思ったところが1点あります。

そこは「まちづくりの理念」のところだと思うんですけども、やはり一職員、個人が「スキルアップを目指していきたい」、「こういったことをしていきたい」というようなのではなくて、組織として本庁で言うと課・部署だと思うんですけども、また、この庁舎全体になると思うんですけども、組織としてそういったスキルアップをしていくという、これが住民サービス向上に繋がるんだというような意識を持つことかなと思っております。

また、マネジメント力につきましては、先ほど最初の方の私の質問で言いましたように、可視化というところが重要でありまして、それは町長が言われるような「人事評価」、この制度をしっかりと運用していくことだと私も感じております。

先ほど申しました「研究会」のほうでも、やはり同じようなことが言われておりました。個々の意識は大切なんだけど、組織としての意識が一番大事であるということでございました。で、「人事評価」につきましては、私も国等のまた他自治体とのですね、「人事評価表」を見させていただく中で、さっき言った KPI、目標数値これの設定これに対する、どう達成するのかという職員の方々の今後の業務内容と、そういったものが明記して、それに則って皆さん、一生懸命働かれてるのかなと思っておりますけども、その中でちょっとこのマネジメント力に関しては、明記する枠の関係なのか分かりませんが、ちょっと弱いのかなと思っております。

やはり、マネジメント力は先ほど言った研修だけではなかなか難しいかなと思っておりますので、この「人事評価制度」に取り入れて、KPI 以外でも、マネジメント力の向上を上げるような、向上させるような運用をすべきかなと考えておりますけども、まず1点、この町長の現状の「人事評価制度」と、マネジメント力の向上、この活用をちょっと教えていただき、考えをお聞かせ願いたいかなと思っております。

○番外（町長 池田 高世偉）

再質問の「人事評価における項目マネジメント能力について」のことについて、各自にそういった KPI 目標を持たせるべきだというご質問ですね、マネジメント能力について。

おっしゃるとおり、強くそこを今の人事評価の中で項目としてマネジメントの能力としての部分がない部分ありますけども、今、職員がここ5年ずっと評価に向かって積み上げてきたことがあります。年々その中で、自分の部署が変わっても設定する目標が変わってきていることは、我々なりに感じております。特に最終的には、自分とこに来ますけども中間で評価する総務課長、副町長分でもそういう話を聞いてますので、こういったことをもう運用す

る段階にきてますけども、積み上げていくことで少しずつ職員の意識が変わってきているということ等がございます。ここをもう少し強化していきます。

改めて、マネジメント能力としての項目を入れるかどうか、もう少しこの事を続ける中で、やはり、まだまだ何回やっても足らんという部分を感じる事があれば、きちんとした項目にどう言えるか難しいんですが、検討はしていきたいんですが、こういったことを積み重ねることも一つのそういった能力の向上だという風に捉えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○11番（安部大助）

ただ今、答弁いただきました。

「マネジメント力」という言葉はずっと入ってくる、いいんですけども、それをどう向上させるかというところが本当に難しい部分かなと私自身考えております。

そこ分かりやすく、ちょっと工夫されながらいけばいいのかなと思っておりますし、ここにおられる課長の皆さんに関しまして、部下の方々というか職員を人事マネジメントの部分ではしていかれているのかなと思っております。

そういう意味で、やはりそういったものも参考にされながら、職員の方々にもそういった「マネジメント」という言葉を意識させるような形に持っていったらいいのかなと思っております。

先ほどから私言いますように、やはりこれ一個人ができるものではなくて組織全体でやっていくべきかなと思っております。その中で、ある自治体の参考では、職員の評価それにプラスして課長の皆さん、上司といいますか、課長、係長も含めて管理職の方々に対する評価もされております。その項目が例えば、情報共有が部署でされているのか。またトラブル対応、そして進捗状況の把握をしているのか。報告・連絡・相談がしやすい環境であるか。また、安易な前例踏襲ではない積極的改善改革がされているか、ワークライフバランスへの取り組みがされているか。これが職場の風土に関する項目を挙げている自治体がありました。

また、先ほどから言います「人事マネジメント」に関しましては、業務量、難易度の正確な把握と調整がされているのか。コミュニケーションがしっかりと職場内でされているのか。またキャリアアップへのアドバイスをしてくれているのか。健康状態の把握、メンタルヘルスへの気遣い、時間外勤務の調整や調査、精査しているのか。あと、問題行動等をとる職員への注意改善、これもありますけども、やはり組織全体でこういったマネジメントの向上を

目指すべき中では、今、部下に対する評価はされてるんですけども、やはり、そういった管理職の皆さんに対する評価も職員の皆さんがして、これをしっかりとお互いが積み重ねていって、組織全体で一つの目標を達成していくというような在り方を私はちょっと考えるべきかなと、正直考えておりますけども、町長、その辺の管理職への評価の制度を取り入れるかどうかといいますか、町長の考えをお聞かせ願いたいなと思っております。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

再々質問、人事評価の中で部下から管理職の評価があってもいいんじゃないかという、それに対してどう考えるかというご質問でございます。

議員仰せのとおり、現在、我が町では部下が上司を評価する制度はとっておりません。懸念されることが一つには、その職場の雰囲気という部分もありますし、部下が上司を評価するといった、本当大変難しい面があると思っております。ただ、それに代わるものとしては、各職員から毎年「自己申告書」という書類をいただいております。

その中にはそういったことを、きちんと意見として出せる項目もございますので、そういった部分で把握はしているところもございます。また常日頃、課長を通じて係長に言っているんですが、とにかく自分を、職場環境をよくするために、また課長との関係をよくするため、常に話合いを持つようにしています。そういった意味で「課内会議」を常にやってくれということは申し上げてますが、職員からいうと、正直ここで言うべきじゃないですが、まだまだ不足しているという意見もいただいております。

やはり、話し合うことが一番だと思っておりますので、今後さらに「課内会議」が開かれるよう、ここで言ってることはそのまま伝わっていると思っておりますので、進めていきたいと思っております。そういった意味で、現段階で管理職について部下が評価するということは、自分が今は考えてないということです。

○11番（ 安 部 大 助 ）

答弁いただきました。基本的に、今すぐは難しいかなという答弁だと思います。

私も先ほど何でここであえて上司といいますか、上司の「評価」の項目をここで言わせていただいたかという、私が思った以上に、今ここにおられる課長の皆さん、すごく人事マネジメントも含めて責任が大きいんだなというのを感じました。

やはりその中で、町長言われるように、課長レベルでの会議をしてきているということとそこでやっているという理解はしているんですけども、やはり先ほど言うように、いろんな

部分で今の町の課題とか、改善点を含め個人のスキルアップ含めてやはり組織、部署、組織全体でやっていくという中では、お互いの評価といいますか、その辺のことも必要ではないかなということで少し提案をさせていただきました。

現在その考えはないということですが、やはり職員の方々の働きやすさ、働きやすい環境づくり、またスキルアップ等含めてしっかりと進めていただくことを期待いたしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（池田信博）

以上で、安部 大助 議員の一般質問を終わります。

次に、7番：村上 謙武 議員

○7番（村上謙武）

それでは、通告した内容につきまして一般質問をさせていただきます。

まず、「財政の健全化と第2次隠岐の島町総合振興計画の見直し」についての質問をいたします。

新年度の施政方針にあります、財政の健全化の内容においては、今年2月に配付されました、令和6年度「中期財政計画」から見えてくる厳しい財政状況を踏まえたうえでの、長期的な視点に立った「財政健全化の方針」が伝わってきませんでした。

私がそう思う主な理由であります、「中期財政計画」の財政推計総括表を見ると、令和10年度以降において、財政調整基金や減債基金の枯渇が危惧される状況にあること、さらに、公債費の増大による実質公債比率の急上昇が見られるなど、本町の将来にとって大きな不安要素が令和9年、10年度の「財政推計データ」には示されているからであります。

「第2次隠岐の島町総合振興計画」に基づく事業の推進も必要ではありますが、より優先すべきことは、慢性的な財源不足を見据えたうえでの事業の大胆な見直しや、中止を決断することではないかと考えています。

「第2次隠岐の島町総合振興計画」の後期計画の見直し作成に当たり、町民生活の安全・安心に直接影響を与えることのない事業につきましては、大胆な見直しや事業の中止を早急に判断し、財政の健全化に向けた具体的な改善計画を示すべきではないかと考えます。

そこで、総合振興計画の見直しも含め、財政健全化への早急な取り組みが不可欠ではないかと考えますが、町長の見解を伺います。

○番外（町長 池田高世偉）

ただ今の、村上議員の「財政の健全化と第2次隠岐の島町総合振興計画の見直し」についてのご質問にお答えします。

まず、議員ご指摘のとおり、「中期財政計画」におきましては、財政調整基金・減債基金が減少する見通しとなっております。この要因につきましては、新型コロナウイルス対策や物価高騰への対応、災害からの早期復旧など、安全安心な住民生活を守るため基金を崩してでも対応せざるを得なかったものであることをご理解いただきたいと思います。

議員ご承知のとおり、「総合振興計画」は、目指すべき「まちの姿」を具現化するために策定した計画であり、計画実現という目的を達成するための手段として、財政健全化の取り組みが不可欠であります。

これまでも予算編成にあたりましては、「中期財政計画」や国が示す「地方財政計画」などを注視しつつ、毎年度、総合振興計画の事業実施年度の調整などを行うことで、事業費の平準化や縮減を図ってまいりました。

今後につきましても、総合振興計画の事業のローリングを行い、「持続可能な財政運営」と「地域諸課題の解決」のバランスに配慮し、様々な施策を着実に推進してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〇7番（ 村 上 謙 武 ）

ただ今の町長の答弁を受けまして再質問させていただきます。

私はですね、先ほどの一般質問の中で最後に挙げて伝えてあります「財政の健全化に向けた具体的な改善計画」を示すべきではないかという風に質問してるわけですけど、それについての具体的な町長からの答弁がございませんでしたので、まずこれについて、町長の見解を伺います。

〇番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の再質問、「健全化に向けた計画を示すべきではないか」というご質問でございますが、最終的にお答えしましたように総合振興計画の事業のローリングを行ったうえで、バランスを配慮して計画をつくってまいるという風にお答えをしています。

〇7番（ 村 上 謙 武 ）

それでは、再度質問いたします。

町長の答弁でございますが、総合振興計画の事業のローリングを行いながら健全な財政運営を行っていくという、これは基本的な考え方であるという風に、これまでの答弁で私もそ

ういう風に町長の方針は理解をしているところなんですけど。

一般質問の内容で示したように、この「中期財政計画」、財政推計の総括表を見たときに本当に危機感を感じるわけです。令和10年度のデータを見ますと、実質公債比率の単年度の比率がもう19%にいつてるんですね。これ3年の平均ですから17%に収まっていると。

11年度以降、本町にとっても大きな事業があります。一般廃棄物の最終処分場の計画とか西郷港周辺のまちづくり、いろいろこれから大型の大規模な事業が進んでいくうえで、この状況を予測するとこれまでの基金の減り方、それから町債の発行残高の増えている状況を見ますと、先ほど町長が答弁で言われた内容では、この健全な財政の維持なんてとても無理ではないかという風な危機感を持って今回、「一般質問」をしているところでございますので、今までのような「財政運営のような方針」ではとてもこれから、特に10年度以降はやっていけないのではないかと。

一つ例を挙げますと、基金の方もですね、今年度は40億円超えてるんですけど、令和10年度はもう22億円という風な基金になっています。今までこの財政運営がやっていけたというのは、財源不足の方を基金の取り崩し、それから町債の発行でまわしてきたわけです。

今後それができない状況になるのではないかという危機感を持って、「一般質問」をしているところでございますので、そのように捉えていただいて、再質問の方にも答弁していただきたいという風に思っております。

最近のニュースで、大田市の新庁舎建設に際しての町長、副町長、それから職員の給与をカットするという条例が上程されたということで、大きなニュースになってるわけですけど、財政が苦しくなると、そういう状況になるという一つの例でありますので、これから町長は施政方針の中で「10年、20年先を見据えたまちづくりを行います」という風に言っておられます。そのためには、きちんとした財政状況というのがやっぱり前提条件になりますので、財政が苦しいのに「まちづくり」なんて、これ実現できないということです。のであるならば、町政三期目を自ら決断されてですね、本町の舵取りを行っていかれる町長には、今年度からですね、令和11年度までの「振興計画後期基本計画」の中で、財政の健全化に道筋をつけると。これは不可欠ではないかなという風に思ってます。

そのためには、具体的な改善計画をきちんと立てなければ、それができないと町長以下職員が一丸となって、この財政健全化に取り組む基本的な計画がないと進めないわけですから、事業のローリングだけでは絶対これはできないことですので、そういうことを踏まえまして、

もう一度、財政健全化に向けた具体的な即効性のある計画を立てる必要があると、それについての町長の見解を伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

再々質問で、改めて健全化計画をつくるべきじゃないかというご質問でございますが、まず一点、「中期財政計画」は今後の町の財政指針を示すべきものであるということは十分承知して、我々も危機感を持って「財政計画」、「中期財政計画」をつくっているところであることをご理解いただきたい。

そして、毎年度の予算編成時に対して総合振興計画の事業を見直し、ローリングを図る中で事業を縮減し、それを新年度予算に計上しているということもご理解いただきたいこと。そしてまた、現段階で町の事業だけでなく、今我々に一番大きな負担を、一番と言ったらまた失礼ですが、隠岐病院の電子カルテ、隠岐消防署の無線、そしてフェリー、こういった今集中して広域連合の負担金という部分を、この3か年ではきちんと考えていただきたい。

それを踏まえた上で、改善計画を改めてつくるべきではないかというご質問でございますが、それは、村上議員の次の質問に入ってきてしまっておりますがよろしいですか。そういった考えで、我々は財政を進めているということをご理解いただきたいと思います。

○7番（村上 謙武）

次の質問も、これ重複する内容も含まれていますので、また次の質問で町長から答弁をいただきたいという風に思ってますけど、最初の質問で、最後の質問になるかと思いますが、町長の答弁の中に、これちょっと読んでみます「これまでも予算編成に当たりましては、中期財政計画や国が示す地方財政計画などを注視しつつ、毎年度、総合振興計画の事業実施年度の調整などを行うことで、事業費の平準化や縮減を行ってまいりました」というご答弁がございました。

で、それを受けてですね、令和6年度の予算の状況どうだったかということ、年度当初の予算がですね、確かに約200億5,000万円、初めて200億円を超えたということで、それでスタートしたんですけど、今定例会で第10号の補正予算がありまして、208億9,700万円、約8億5,000万円ぐらい結果的に今年度の予算も膨れてしまう。この予算の縮減に全然、なっていないんじゃないかと、今後こういった状況でですね予算の縮減を図っていく。

今年度の当初予算も202億円ですか、どんどん増えていく。令和6年度より増えました202億9,000万円、約203億円、どんどん増えていく。どっかで身を切るような財政歳出の削減

に繋がることをやらないと、例えば「行政のスリム化」ですね。これも本気に取り組んでいかなければいけないと。公共施設の廃止、譲渡、これは着実にやっていかなければいけない。補助金の削減、こういったことで非常にこれをやろうとすると、当然、地域の皆さんから反対されたり、職員の皆さんからも反対される、本当にやりたくないことばかり。

でもこれをやっていかないと、今後、本町の財政状況は当然、目に見えて悪くなっていくのは議員の皆さんも多分そういう風に感じておられると思いますので、これは次の質問にも繋がると思いますけど、本当に真剣にですね、やっていただきたいということです、続けて次の質問に入らせていただきます。

「財政の健全化のための既存事業の見直し」と「自主財源の確保」について、先ほど私が言いました「既存事業の見直し」と「新たな自主財源の確保」について、町長の見解を伺います。

本町財政の構造的な収支不足の対応として、既存事業の見直しを基本とし自主財源の確保に努めますという内容が令和6年度「中期財政計画」の最後のページにそういう風に記されております。

また、新年度の「町長の施政方針」の中でも、自主財源の確保については「ふるさと納税事業」に戦略的に取り組み、寄附額の増加を目指すとあります。

そこで、既存事業の見直しに当たっては、基本的な統一基準などを定めて新年度から具体的に既存事業の見直しに取り組む予定はあるのか、この点について伺います。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の村上議員の「基本的な統一基準などを定めた既存事業の見直し」についてのご質問にお答えします。

これまでも全職員に対して、事業の必要性や費用対効果、効率化など、常に事業見直しの意識を持って業務に当たるよう指示をしております。また、毎年度の予算要求に当たりましては、要求額を設定し、住民ニーズを把握する所管課が主体的に事業を見直し、限られた予算を有効活用できるよう努めてまいりました。

しかしながら、収支不足を解消するためには、所属課内での取り組みだけでは限界があることも事実であります。新年度の早い時期に組織横断的に事業見直しを行う体制をつくり、その成果を令和8年度予算に反映させてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

○7番（村 上 謙 武）

それでは、ただ今の町長からの答弁に対して再質問いたします。

新年度の早い時期に、組織横断的に事業の見直しを行う体制をつくるという風なご答弁でした。そして、その結果を令和8年度の予算に反映させていくというお考えであるということで、「第2次隠岐の島町総合振興計画」というのは、令和7年度から後期の計画に入ります。

ただ今の答弁を考えてみますと、令和8年度から予算に反映させていくということで、令和7年度はそういったところは予算の中には含まれないという風に理解できると思います。

ということは、「後期計画」の見直しがですね、こういったことを考慮すると遅れるということにも繋がっていくと思います。ということで、それが事業計画と予算に反映していくと、かなり遅れるのではないかなというところを、ただ今の答弁から伝わってくるわけですけど、この組織横断的に事業見直しを行う体制づくりに関してもですね、やはりその基本となるしっかりとした計画がないと、なかなか効率的に進まないのではないかと。

だからそういったところも含めて、この財政の健全化に向けての基本的な計画をしっかりと立てて、それを組織体制づくりとかですね、今後の予算、事業の見直し、そこに基づいてやっていくと。そうすれば、事業の方も着実に進んでいくのではないかと、「見直し事業」についてもです。

なかなか見直しをしたくないというのが本音でしょうから、今までの事業をなかなか止められないという事情があるということも確かにありますので、そういったことでは、なかなか庁内での結論が出にくいのではないかと。しつこいようですけど、こういったこともありますので、既存事業の見直しについても、しっかりやっていくためにも基本となるような計画を立てるということが必要だという風に私そう思うのですけど。ちょっとそれに関しても、お考えを聞きたいと思います。

○番外（副町長 大 庭 孝 久）

新年度の早い時期に、組織横断的に事業見直しを行う体制づくりということで、町長からその辺については、私の方へ指示がございましたので、私の方から答弁をさせていただきたいと思います。

議員おっしゃるとおり、今の状態でいけば「基金」も枯渇してしまうという状況は間違いないと思います。ただ、先ほど町長の答弁にありましたように、広域連合のですね、フェリーの導入に向けた新造船のこととか、レインボージェットの大型修理のかなり予算が出てま

いりましたので、そういった影響もあって200億を超えるような予算になっています。

組織横断的にこれからどうやっていくかということでございますが、基本的な統一的な基準を設けてはどうかという議員のお考えでございますが、なかなかですね、いろんな場面で画一的な考えでやっていくことは難しいかなあと思っております、当然、事業の先送りがありますとか、事業の廃止等についてもですね、この中で検討していきたいという風に思っておりますし、まず所管課がどういう考えをしているのかということも、しっかりと把握しながらですね、その辺についてもどうやれば「健全な財政」に持っていけるかということも十分検討しながら、当然、町民の皆様にも痛みが生じるようなことも出てくるかと思えます。

その辺もあわせまして、例えば「補助金」については5年を限度で止めるとか、そういったこと考慮しながら対応してまいりたいという風に思っていますので、令和7年度中に令和8年度の予算に間に合うように、みんなで相談していきたいと思っておりますのでご理解をいただきたいという風に思います。

〇7番（村 上 謙 武）

財政の健全化について、しつこく質問しているわけですけど、12月ですかね隠岐の島町の振興計画の後期の基本計画素案というものが示されたので見ました。

財政の健全化に取り組みますということで出てます。たった2ページですよ。

これに書いてる内容は抽象的というか、前期の計画と何らほとんど変わらない。そういうことが前提としてありまして、そして「中期財政計画」の内容を見まして、ちょっと危機感を持ってですね、本当に早急に財政に関しての基本的な考え方を示してほしいなというところもですね、是非ご理解していただきたい。

先ほど言われましたように「広域連合の負担金」というのがですね、今年度から急激に増えています。これも理解しております。言いましたように、それが終わっても、次のかなり大きな事業が続くわけですから、本町の予算規模というのはなかなか縮小できない状況が、これがもうずっと続くなという、そういった将来を見越したところもかなり見据えて、この財政に応じた予算編成とか、事業の見直しというのは絶対必要ではないかなということで、やっぱりもう少しですね、財政に関しての内容もきちんと入れてほしいなと。

他の自治体ではですね、こういった風に持続可能な行政基盤の確立というような、こういった計画を示して作成してあるわけですから、本町もこういったことをやっていただきたいなと。我々も多少安心できるかなという風に思っております。

ということで、最後の質問になりますけど、自主財源の確保に繋がるところの、ふるさと納税の寄附額を増やすための、本町の具体的な戦略的な取り組みについてお伺いいたします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、村上議員の「ふるさと納税事業による寄附額増加を実現するための戦略的取り組み」についてのご質問にお答えします。

これまで本町のふるさと納税事業は、地域の魅力を全国に発信することにより、地元産業の活性化を図り、あわせまして地域振興に繋げていくことを目的として取り組んでまいりました。

新年度におきましては、これまでの取り組みに加え、新たに4つの戦略的な施策を進めてまいります。

一点目は、返礼品を製造する事業者の皆様からお話を伺いながら、市場の動向について詳しく調査してまいります。このことにより、全国のふるさと納税返礼品の中で、本町の返礼品がどのような位置にあるのかを把握し、他の自治体との差別化を図ってまいります。今後は、分析したデータを有効活用し、より魅力的な返礼品を提供できるよう努めてまいります。

二点目は、これまで生産者の皆様がこだわりを持って作ってこられた返礼品について、その背景や想いを、より魅力的に伝えるため、プロのカメラマンが撮影した高品質な写真を活用し、本町の魅力を総合的にPRしてまいります。ただ返礼品をお送りするのではなく、その商品に込められたストーリーを美しい写真とともにお届けすることで、寄附者の共感を得られるものと考えております。

三点目は、過去に寄附をしていただいた方に、継続して応援していただけるような仕組みづくりを行ってまいります。令和4年度に創設した「つながり会員制度」では、これまでに600名を超える方々にお申込みをいただいておりますが、引き続き寄附者との繋がりを大切にし、幅広く「つながり会員」を募り、本町の地域活性化を図ってまいりたいと考えております。

四点目は、民間事業者が持つふるさと納税のノウハウを活かすことを目的として、総務省が実施いたします「地域活性化起業人制度」を活用し、三大都市圏に所在する企業から専門的な知識を持つ人材の派遣を受け、ふるさと納税事業の推進を図ってまいります。

これらの取り組みをとおして、ふるさと納税の寄附額を増やし、あわせまして本町が目指します地域課題の解決、及び地域の活性化について、関係各所が一体となって取り組んでま

いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○7番（村 上 謙 武）

それでは、町長の答弁に対しまして、再質問をさせていただきます。

私もこれまで何度かこの「ふるさと納税」に関する一般質問を行いました。今回特に感じたことは、このふるさと納税に対する町長の答弁が非常に具体的でかつ前向きな答弁であったということを強く感じております。

こんなに詳しくですね、今まで町長からの答弁ありませんでした。ということは、町長がこれまでの「ふるさと納税」に対する認識というか考え方が、非常に前向きに変わったんじゃないかなと感じておりますので、まずその辺のところですね、町長に伺いたいと思います。

○番外（町長 池 田 高 世 偉）

自分自身が「ふるさと納税」についての考え方がどう変わったのかというご質問ですが、一貫して「ふるさと納税」に対して総務省の制度を破ってまで、自主財源を確保するということは考えておりません。

その中にあって、地域の皆さんが喜んで提供でき、頂けるものを地域から発信していきたい。そして何よりも毎回申し上げておりますが、自主財源になることを非常に望んでおりますし、その前に、やはり隠岐の島町としての特産品じゃない「隠岐の島町というブランド化」、町のブランド化をもっと積極的に進めていきたいという風に思っています。高い評価をいただいたことを感謝いたします。

○7番（村 上 謙 武）

ちょっと失礼な質問したかなという風に反省はしてるんですけど。ふるさと納税の実績額を見ると本当に伸びていないというか、減っている状況、他の自治体でもそういう風な自治体も見られます。

ですから、今年度から新たな事業で増やす取り組みをしても、そんなV字型の形で納税額が増えるかなというのは余り期待できないかなと。これは自治体間の本当に競争にもなってしますので、今まで、かなりあったところもやっぱり、その返礼品の魅力がなくなったとか、他の自治体がそれだけ力を入れて「ふるさと納税」に取り組んでいる、そちらの方に納税額が流れていくという、そういう状況も見えますので、今年度から始まるこの「ふるさと納税」に対する取り組みしっかりやっていただいでですね、その結果、地域の地場産業が活性化するという、そこを最終目的にしてこれから取り組んでいただきたいなということを申し上げます。

て、質問の方を終わります。以上です。

○議長（池田信博）

以上で、村上 謙武 議員の一般質問を終わります。

ここで、11 時 20 分まで休憩いたします。

（ 本会議休憩宣告 11 時 05 分 ）

○議長（池田信博）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 11 時 20 分 ）

一般質問を続行いたします。

次に、9 番：西尾 幸太郎 議員

○9 番（西尾幸太郎）

それでは、通告しております「町内公立高校の将来への存続と魅力化の取り組み強化について」の質問をしたいと思います。

現在、国会において「高校無償化」の議論が行われ、実現に向けて動き出そうとしています。これまでの補助に加えて、所得制限の撤廃や私立学校の授業料補助を拡大する内容となっており、教育費の保護者負担が大幅に軽減され、経済的な理由による進学先の選択肢の制限がなくなることにより、子どもたちの選択肢が広がることになります。しかし、一方では公立・私立の授業料での垣根がなくなることにより公私の競争が激化し、公立高校のあり方を問われることにもなります。

今後、本町においても島外の魅力ある私立・公立高校に町内の子どもたちの進学が拡大することも予想され、町内公立高校へ進学する生徒が減少した場合、学校自体の存続も問われることになりかねません。個人的には、本町の子どもたちのためにも現状の島内進学先は将来的にも確保はしなければならないと考えます。これまで、本町は「公立高校魅力化」に取り組んでいますが、将来的に現状の体制を維持していくためには、さらなる取り組みが必要ではないでしょうか。

町内公立高校の将来への存続と魅力化の取り組み強化について、教育長の所見を伺います。

○番外（教育長 野津浩一）

ただ今の、西尾議員の「町内公立高校の将来への存続と魅力化の取り組み」についてのご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、高校授業料の無償化が拡充されることにより、島外の私立・公立高校に、本町の子どもたちの進学が拡大する可能性がございます。しかしながら、子どもたちが、それぞれ志を持って、島外の学校へ進学することを拒むことがあってはなりません。

我々に課せられた課題は、子どもたちの島外への流出を防ぐことではなく、「島を愛し、自ら未来を拓く“隠岐びと”を育てる」ことであります。このことが、将来、島に帰る人や、島を応援する人を育てることに繋がると考えております。

一方、島内での進学を希望する子どもたちのためには、これまでどおり島内での進学先を確保しなければなりません。幸いにも町内の県立学校には、国公立大学や有名私立大学への進学や、就職に役立つ多くの資格を取得するための学習環境が整っております。

これまで以上に、学校と連携を密にし、各高校の魅力を高めるとともに、子どもたちや保護者の皆様に対し、町内の県立学校の魅力を、わかりやすく周知するなどの取り組みを進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○9番（西尾 幸太郎）

いくつか再質問したいと思います。

庁内で公立高校存続についての考え方とか、子どもたちの進学先の可能性が広がるどころの価値観については共有しているのかなと思いますし、存続していかなければならないという考えを聞きましたので、その部分に関しては安心しました。

ただですね今年度、「高校魅力化事業」これは当初予算額で3,300万円ほどありました。ただ新年度においては、これが2,300万円ほどになって1,000万円ほど減額されています。

これは様々な要因があると思いますが、危惧しているのはですね、「高校魅力化コーディネーター」の人件費この部分が大幅に削減されているということがあります。

これについての、どっちかという総括的な質問になるのかなという風にも感じますが、ここの部分のですね、なぜこれが大幅に削減されているのか、またその高校魅力化における「魅力化コーディネーター」の位置づけであるとか、今後の考えについて考えをお聞かせいただけたらと思います。

○番外（教育長 野津 浩一）

先ほど「魅力化コーディネーター」の縮減といいましょうか、その考え方なんですけど、確かに多いときは最大3名、県立学校が隠岐高校、隠岐水産高校、養護学校とそれぞれにコーディネーターを配置して魅力化を充実させて伝えようということをやってきました。

それは国の予算をベースに、財源を基に行っておりましたが、今年度から国県の補助がなくなるということもありましたので、どうやって継続するかということで3名を1名でやるということに結論づけて今回予算化をしております。

そもそも、コーディネーターを介して、いろんな魅力を発信しようということで進めたわけですが、なかなかいろいろ県立学校との、全部ではないですけど、ある学校についてはうまくコーディネーターが教育委員会の思いとして進まないという面もございました。

費用対効果という面でも、教育委員会の会議でもいろいろと指示、指導されたこともあります中で、今回いろんなやり方を改めようということでまずは1名で3校をうまく、情報発信というところを1番の目玉に今回採用を決めているとこでございますので、そういう面に長けた方を採用しておりますので、それで進めていきたいという風に考えております。ご理解をお願いします。

○9番（西尾 幸太郎）

人数を縮減して、情報発信のほうに特化したコーディネーターとしての仕事をしていってもらおうという考えというところは理解しますが、果たしてこれで「高校魅力化」の事業評価に繋がるのかなというところは、甚だ疑問に思うところもあります。

教師のですね、「働き方改革」みたいな話もあって、これは中学校とか小学校とか限定された話ではなくて高校の先生方もその対象になると思います。「高校魅力化」の課題をですね、学校の先生だけに担ってもらっていいのかという部分に関しては、やはりサポートする人材の配置なんかも、やはり本町としては考えていかなければならないのかなという風に思うのですが、そのあたりの教員の皆さんのサポートという意味での「魅力化コーディネーター」、その辺りの考え方、少し深掘りして聞かせていただければよろしいでしょうか。

○番外（教育長 野 津 浩 一）

コーディネーターと学校教員との関係、サポートの関係なんですけど、先ほど言いましたように3名の「魅力化コーディネーター」がいた時にですね、学校の理解というのがうまく進まないところも実際ありました。目的を求めてない学校の考え方もあったりして、こちらが思うような働き方を理解してもらえないという部分もありましたので、なかなか思うような働き方ができないとこもありました。学校によって違うので、うまくいく学校も当然あるんですけど、そうでない学校もあってですね、例えば、事務の手伝いをさせるようなということもあって、使い方がおかしくないかということも学校の方に教育委員会としても話した

ことも当然ありますが、魅力化を伝えるという意味での目的はあるので、うまく機能してない学校もあったということでのご理解をいただきたいと思います。

教員の皆さんが悪いとかじゃなくてですね、認識とか教員の皆さんが忙し過ぎてそっちに、魅力化の方に手が回らないという部分もあったようには聞いてますので、その辺をもう少し私どもサポートしてあげれば良かったかなということもあるんですが、今後、町としても踏み込んでいくべきかなと思っているところでございます。ご理解をお願いします。

○9番（西尾 幸太郎）

この2年間は総務教育民生の委員会から離れて、産業建設委員会に所属してますので、「高校魅力化事業」の詳細についてはですね、なかなか全てを把握するという状況になかった部分ではあるんですけど、少なくともこの4年間の状況を見てるとですね、やはり高校との連携不足っていうところを指摘されてもしようがない部分なのかなという風にも思います。

今後将来的に、この公立高校を町内に存続させるためには、県がどういう風な考えをするのか、県立高校なんで当然あるとは思いますが、町がやっぱり主体となってこの地域にですね、高校というものを残していきたいんだ、こういった魅力のある学校にしていきたいんだという考えが、高校としっかり協議して長期ビジョンを持って、それで「魅力化コーディネーター」を配置して協力してやっていくという体制が必要なんじゃないかなという風にも思います。

そういった協議自体を今までとってこなかったのか、これまではどのように高校と協議してやってきたのか、その辺りも少し教えていただいてよろしいですか。

○番外（教育長 野津 浩一）

「魅力化推進協議会」の中で学校とコーディネーター入れて、教育委員会も入ってですね、協議はしております。しているんですけど、先ほども言いましたようにうまく教育委員会の思いと、学校の思いと、その間に挟まれたコーディネーターがうまく三つが機能していない部分があったのは間違いないと思います。全てではないですよ、そういった学校もあったということでのことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○9番（西尾 幸太郎）

新年度の予算について、削減されてるという部分を指摘したんですけど、これはこの「高校教育の無償化」がですね議論されてある程度方向性が出るまでと、予算編成の時期とのタイミングのズレみたいなのところもあって、なかなか新年度にそういった「高校魅力化」と「高

校無償化」に対する対応についての、新年度の事業がなかなかその時点で立案できなかったという部分に関しては理解できる部分はあるんですけど、昨今の国会の議論の状況を踏まえてですね、改めて高校との協議をどのように今後していく必要があるのか、それと今後の反省点を踏まえて、どのような体制で取り組むのか、教育委員会として取り組むのか改めて考えの方を聞かせていただきたいと思います。

○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

高校とどういった話を今後続けていくかということなんですけど。

水産高校は、ご承知のとおり県外からもかなりの生徒数来ていただいて、新しく寮も町が建てる、もう4月から入寮となりますけど、そういった面で「魅力化」が十分伝わってる部分感じてますが、隠岐高校について心配をしている。議員さんもそういうとこかなという風には感じておりますが、今、隠岐高校には本町の中学3年生卒業生の約半分、50%から55%が進学をしております。これが多いか少ないかは別にしてですね、しっかりここをキープはしていかないといけないという風に思ってますが、先ほども言いますように、教育委員会の思いというのがなかなか隠岐高校の方には伝わってない部分もございましたが、しっかり伝えていくという努力をしていかなければならない。そうしないと町内の小中学生や保護者に、隠岐高校がどういったことを活動しているのかということが伝わっていかないという風に思ってますので、改めて、良い関係を構築して、この4月に人事異動もありますので、また違った面で交流を深めていき、「魅力化」を伝えていく体制をとっていきたいという風に思います。よろしくお願いします。

○9番（ 西 尾 幸 太 郎 ）

私も隠岐高校のOBで「城山会」にも所属してますので、改めて学校の取り組みなんかも聞く機会もあります。部活動を通して、他校との交流なんか図ったりとか、あと有名な大学との交流なんかも持って、そういった活動もしているという風に聞きます。

こういったところをしっかりと生かしていけば、隠岐高校なんかはなかなか水産高校と比べて「魅力化」でのハードルが高いという風に言われる場面もありますけれど、全然魅力的な部分がですね、要は相互協力していけばですね、さらなる魅力的な学校にしていく可能性は十分に秘めた学校だと思っております。

その辺りも、しっかりと隠岐高校なんかとも連携してやっていただければなと思います。先ほど教育長の方で、町内中学生で今、50%以上が隠岐高校の方に進学してるという風に答

弁されてましたが、これが本年度は出生数がもう年間 80 人を切る状況、そのうちの 50%と
いっても 40 人、15 年後には 40 人の生徒しかですね、町内から隠岐高校に進学しないという
状況になったときに、当然、県教委もですね考えるところもあると思いますし、既にもう宮
城県の知事なんかはですね、県内の公立高校の再編について言及するニュースなんかも、飛
び出てます。

もう、遅くとも来年度からですね、こういった高校存続に向けた事業の取り組みなんかを
強化していかないと正直間に合わないのかなあという風な危機感を抱いております。その
あたりの危機感をですね、しっかりと持っていて取り組んでいただきたいなと思うん
ですが、例えば、町内の中学校とですね、高校との交流、その辺りが個人的にはあまり見え
ていなくてですね、それこそ中学校のあいだから町内高校との交流、例えば、部活動を中心
として交流を持ってもらって、隠岐高校・水産高校のことを知ってもらって進学先の中での
ウエートを大きく持ってもらおうというような、活動なんかもしていけばいいんじゃないかな
という風にも個人的には思うんですが、そういった中学、高校間の取り組みなんかは検討さ
れていますでしょうか。また、そういったところの考えがありましたら教えていただきたい
なと思います。

○議長（ 池 田 信 博 ）

教育長、存続に対する考え方を明確に述べてください。

○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

小学校・中学校との連携をとってるかということですが、水産高校は、例えばサッカーゴ
ールを水産高校の生徒が修繕したりとか、ごみ箱を作ったり、遊具を直したりとか、いろん
な面で小・中学校に対して水産高校は交流というかPR をしてるようには感じてますが、隠岐
高校はそれがなかなか出来てないなという風には感じておりますので、しっかりそこを、こ
の新年度、高校と小・中学校がどう繋がって交流を深められるかも含めて検討していきたい
と思います。

存続については、町長がそこについての回答すべきかなとは思いますが、私は当然、この
島には普通高校、水産高校以外の普通学科を教える学校がないと、残さないといけないとい
う風に思っておりますので、ご理解をお願いします。

○9番（ 西 尾 幸 太 郎 ）

しっかりと高校と連携して、中学校の生徒なんかにはですね、本当に町内の高校が魅力的に

映るような事業展開していただきたいなという風に思います。

ここから、町長に再質問をしたいと思います。改めて本町における、公立高校の存在意義、特に国境離島である本町においてですね、こういった高等教育の環境維持というものは非常に大切なんじゃないかなという風にも考えていますが、町長のお考え改めてお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

公立高校の意義ということでございますが、まず1点、個人的に正直申し上げまして、隠岐に生まれ育った子どもたちが我が町で、高校も卒業してほしいという個人的な思いは、教育長がきちんとした答弁した後ですが個人的にはそういう思いも持って、そういう中で町長として、この公立高校は必ず存続させていきたい。

そしてまた、以前に隠岐水産高校が縮小される隠岐高校と統合される危機感を持った時に、住民の皆さんから発信が来て、隠岐水産高校の存続の「後援会」ができた経緯があります。そして、今まだ、隠岐の島町長がその後援会会長、隠岐水産高校の存続の「後援会」という部分の会長をやらせていただいております。年に一度、その会議も行っており、水産高校をどうやっていくか、今これだけ「魅力化」と言われる部分がある中でも、そういう水産高校は努力をされております。

今後につきまして、やはり隠岐高校の存続は隠岐の島にとっては、変な言い方をしますと、当然だと思っておりますので、それに向かった努力はしていきたいと思っております。少子化の中でも、高校の存続に向け頑張ります。

○9番（西尾 幸太郎）

力強い言葉をいただきました。

ただ一方ですね、来年度予算1,000万円ほど削減となっている。理由を聞けば、国県の補助が無くなったことが要因の一部であるという風に話しております。そういったものがなければですね、そういった活動を縮小してもいいのかというような話ではないと思うんですよ。今の話を総合すると、本来であるならば「ふるさと納税」でいただいた「基金」が1億円を超えてあります。いろんなところに使われてる部分もありますし、水産高校の寮の建設に関しては、ガバメントクラウドファンディングの活用なんかもされております。

この「高校魅力化」については、ある意味将来への投資の部分であるのかなあとも思いますし、その財源不足があるのであればですね、そういった「基金」の活用も念頭に積極的に

そういったところへの、投資的な事業展開が必要になってくるんじゃないかなという風にも思います。

ただこの「基金」は、町長がお認めにならないと活用できない部分もあります。この部分の活用に関しての町長のお考えがあればですね、お聞かせいただきたいと思います。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

「ふるさと納税基金」の使途ですが、適宜その必要性があればきちんと活用していきたいと思っています。

○9番（ 西 尾 幸 太 郎 ）

当然、何もないところに「お金出しますよ」という判断にはならないという風に思います。だからこそ、高校と連携協議してですね、こういったところが不足しているのか、こういったところに県になかなか対応してもらえなくて困っているのか。こういったところを高校として強化していきたいのかというところをですね、しっかり教育委員会と高校が連携協議して、その辺りの道筋をつけた上で、例えばそういった「基金」を活用するという、議論をする必要があるのかなという風に思います。

再度聞くんですが、そういったところのニーズ調査であるとか、高校との連携、具体的に来年度どう進めていくつもりなのか、これまでの議論を踏まえて教育長にお聞きしたいなという風に思います。

○番外（ 教育長 野 津 浩 一 ）

最後になりますが、連携不足は認めております、しっかり教育委員会の考えもお伝えする。今までコーディネーターに任せたところもありましたので、しっかり協議をして連携をとっていき、魅力をしっかり伝える体制をとりたいと思いますので、構築したいと思いますのでご理解をお願いします。終わります。

○議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、西尾 幸太郎 議員の一般質問を終わります。

次に、2 番：牧野 牧子 議員

○2番（ 牧 野 牧 子 ）

それでは、「里親制度の活用による充実した子育て支援」についてお伺いします。

「こども家庭庁」が推進する里親制度には、養育里親、専門里親、親族里親、養子縁組里親と大きく4種類がありまして、預かりの期間は数か月から数年、子どもが18歳になるまで

など養育期間も里親によって様々ですが、今回、その中で、里親さんが週末や夏休みの間だけ「ショートステイ」や「トワイライト」して、これは「子育て短期支援事業」の中にあるんですけども、この預かり先にもなることができるということに私は注目いたしました。

「子育て短期支援」というのは、保護者の病気、育児疲れ、看病疲れ、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、転勤や出張など様々な要因で短期間施設や里親委託などに利用できるものです。

現在、隠岐の島町には、地域子育て拠点事業で「子育て支援センター」が、2 か所あります。平日9時半から15時半ないし、週3日10時から16時まで預かってくださっていきまして、子どもがゆったり過ごせたり、育児相談や子育て、情報交換などもできる施設があります。

しかし、短期支援事業には施設に預けるといったイメージですが、休日や時間外では対応ができないという時間帯があるというのも実情でございます。

現在では、里親となったお宅での預かりもできる「支援制度」があるということに注目されていないのではないのでしょうか。里親とはふるさとの親、つまりは地域の中でともに生活している地域の住民であり、特別な存在ではないのです。ふるさとの親が、ふるさとの子どもたちの健やかな成長を応援する、それが「里親制度」の仕組みです。

施策の内容として、保護者の疾病や育児疲れ、養育上の事由、レスパイトケア、これは日々ケアし続けている人たちという意味ではございます。一時的に保護が困難になったとき里親が預かることができるとすれば、安心して子育てができる“まち”となり得るのではないのでしょうか。

そのためにも、里親制度の普及推進が必要だと私は個人的に考えております。なぜこの制度の普及が必要であるかと申しますと、共働き家庭、独り親家庭、I ターン家族もしくは町内におじいちゃん、おばあちゃんがお住まいだとしても近年定年延長などで、就労年齢の向上により、高齢の親世代による孫の見守りがしづらい現状を鑑みます、「子育て短期支援」を必要とする家庭があるのではないかと推測しております。

隠岐の島町では、「第3次子育て支援事業（案）」が出ておりまして、意見募集が先月、令和7年2月までございましたが、事業の中に「子育て短期支援事業」についての見込み量が僅か、需要が無いということですね、需要が無いことから確保の設定を行わず、状況に応じて実施するとの理由で令和7年度は未実施となっており、子育て支援に対して町は何か消極的なのではないかと私は感じました。

この「子育て短期支援事業」は、実施自治体は令和6年の6月1日時点でございますが、「こども家庭庁」の調べで全国総自治体1,741自治体、島根県19自治体のうちの9自治体が実施しております。里親による「ショートステイ」の1例で、福岡市西区役所には「子育て支援課」があり、里親とのやりとりを幾つかの「支援センター」がありサポートをしていて、多くの方々が里親による「ショートステイ」を利用されているとおっしゃっていました。

そして兵庫県の明石市には「明石子どもセンター」の内に、「子育て短期支援事業担当部署」というのが設けられていて、「さとおや課」というのも同施設に併設し、密に連携をとって実施しています。

島根県でも、雲南市や鳥取市は里親さんによる「ショートステイ」の他にも、夜間に預かってもらえる「トワイライトステイ」も一部里親さんが担っていますし、奥出雲町では反対に里親登録数はあっても、ホームページなどの掲載をしても需要が一向に無い状態であり、どうすれば子育て世代の親御さんに知ってもらえるのかなど、「子ども家庭支援課」の職員さんから熱心に尋ねられることもありました。

各自治体がなぜここまで「子育て短期支援」に力を入れているのでしょうか。今や女性が都市部に一極集中して流出してしまう傾向であり、能力を発揮し活躍できる場所に集中してしまうのもあると思います。ですが、地方で子育てし、ゆったりとした気持ちで子育てをし、子育てしやすい地域であるなら、この町で住みたい、また戻ってきて、この地に帰ってきたいと考える女性やご家庭などがあるのではないかと。

各自治体の子育て支援に力を入れて、子育て世帯の取り組みと、行政も子育て世代の取り組みと定着に力を注いでいるのではないかと感じます。そこで、我が町ふるさと子どもたちも安心安全な成長をサポートすべきであり、その一端ではありますが、子育て短期利用を増やすため「里親制度」の成り手の発掘のための普及活動をもっと活発に推進してはいかがでしょうか、町長のお考えをお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

ただ今の、牧野議員の「里親制度の活用による充実した子育て支援」についてのご質問にお答えします。

まず、「子育て短期支援事業」につきましては、保護者の病気や育児疲れ、仕事などの事由により、子どもの養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設などで子ども及び保護者を預かる「ショートステイ事業」と、平日の夜間又は休日に預かる「トワイライトステイ

事業」がございます。

島根県内の状況であります、「ショートステイ事業」は10自治体が実施し、昨年度の利用実績は4自治体です。「トワイライトステイ事業」は5自治体が実施し、利用実績は1自治体であります。また、事業の委託先は、主に児童福祉施設や里親となっております。

次に里親とは、様々な事情により家族と一緒に生活することができない子どもを自分の家に迎え入れ、家庭的な環境の中で養育してくださる方です。

里親になるには、島根県が実施する研修を受講し、家庭訪問調査、社会福祉審議会の意見聴取などを経て認定、登録が行われ、5年毎に更新研修の受講が必要となります。

現状における、本町の里親登録世帯数は3世帯であります。本町におきまして、里親による「子育て短期支援事業」を継続的に実施していくことは、現在のところ困難であると考えているところであります。

本町では、これまで里親制度の普及啓発活動として、「里親会」の活動の周知について協力を行っているところであります。また、今後につきましては、里親制度を担当する島根県の広報活動などへの協力も行なってまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〇2番（ 牧 野 牧 子 ）

今の町長の答弁の中に、里親が短期の支援のサポートができるといった、ちょっと認識がなかったのかなあと、ちょっと私聞き漏れたのかなあと思ったんですけども。

それでですね、事例なんですけども、ご主人が夜、または夜中の勤務という家庭は隠岐の島町にはいくらでもあります。ここ隠岐の島には、夜中に勤務する漁師さんもたくさんおられます。また、夜遅くまで勤務されている方もいるし、実際の例なんですけども、漁師をしている方が夜中出ていきます。I ターンのご家庭で、夜中に子どもさんが高熱を出した時にですね、そういった近くに頼る方がいなかった。そういった時にほかのご兄弟ですね。とても幼い子どもさんだったと記憶しておりますけども、そういった子どもさんを置いて救急に向かわなければいけない、夜中に子どもを寝かしつけたまま、実際子どもさんを連れて病院に行かないといけない、そういったことも私聞いたことがあります。また、認知症の親の介護をするご家庭で奥様が病院に入院をしてしまって、ご主人が夜遅くまでの勤務であるため、幼い子どもさんを見てもらえない、そういった事例も聞いております。そんな時ですね、「ショートステイ」の中に里親さんっていう方が、里親さんのお宅で一時預かりの利用ができるとしたらと考えられるし、そういうサービスがないと言われる方々に何人も私出会っており

まして、こういった現状、利用者がいなくても緊急時の対応はもとよりですね、心の余裕がないときとか、ご夫婦で出掛けるとき等に利用できる里親さんの受皿がある町と、需要が無いから事業として実施していないのであれば「住んでよかった」となるのかは、それはもう明確だと思っております。

現在、町内には里親さんが町長の答弁にもありましたが3世帯おられていて、とても意欲的に預かりをしてくださっておられるという事例は聞いております。そういう方は、県の「里親会」に登録するなどして短期入所生活援助事業、これは「ショートステイ」というんですけども、夜間養護等の事業「トワイライトステイ」の請負を承諾してくださっている里親さんもこの中にもおられると聞いております。

ですので、ここは是非、「子育て短期支援事業」に里親宅での受入れを事業の中、組み込んでいただきたいと私は考えておりますが、町長のお考えをお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

本町で実施できないかということでございますが、里親が短期部分でできるというのは、改めて分かった部分もあります。ただ制度があると本地域で実施できるとはまた違うんです。今言われる、急に子どもが病気になった場合、「なら頼むわ」そういうことだと、この制度に通用できるかという根本的な部分も考えなければならない。

今言われるような人たちがおられることは自分も報告を受けて分かっておりますが、そういった部分の相談に対してどうしていくかと。今、議員がご質問される「里親を活用した」という部分とちょっと違うと思っています。

実際にまた、この事業をやるのにどれだけの方々という部分、また事務量という部分、その把握できてない中でどうお願いするんだということ。なかなかこの地域で里親さんに、「ならうちの子を急に頼むか」っていうことができるんだろうかという、いろんなクリアしなければならない課題がたくさんあるかと思います。

ご提言いただいたことで、里親さんという制度は使えますよということを、また皆さんに周知する中で、どうしてもという方がおられた場合の対応は考えていきたいという風に考えます。

○2番（牧野 牧子）

現在町内には、里親さんが3世帯あるということで先ほどから申し上げておりますが、私が言いたいのは3世帯しかない。

実は、各地区に民生委員さんとかもおられますけども、各地に、これは本当に私の個人的な理想なのかもしれませんが、やはりそういった地区、地区毎にというのはかなり本当にハードルが高いと思いますけども、受皿としてですね、たくさんそういった、もしかしたら「子どもさんを見てもいいよ」っていう方もおられるかもしれません。それで、「里親制度」というのは先ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、県の方に行って何度も受講したり、制度的には5年に一度更新していくとかハードルも高い部分ありますけども、「隠岐の島町・島でみんなで子育てをしよう」という考えであるなら、もしかしたら、自分ぐらいの年代の方でも、近所の子どもを見てやろうかと。私はちょっと昭和の時代の人なので、そういったご近所が預かってくれるような、そういった少し難しい、役場が事業として、行政がすることにそんな簡単なことは言ってはいけないかもしれませんが、「里親」という登録をする方の中にも「ショート」しか預からないっていう方もいると聞いています。反対に、もう本当に養子縁組も、小さい子どもさんから大人までずっと育ててやろう、やりたいという思いの方もおられますが、ただ、もしかしたら、一時的に預かれるそういう勉強をして、そういった資格というか、町長の認めたっていう方にも「里親」になれるという規定みたいなものがありますので、そういう方の受皿をたくさん増やしていただくというのがいいのではないかと考えておまして、是非ですね、「里親制度」を県と連携していただきまして、「現在の子育て支援は十分だ」「この行政はすごい頑張ってる」その上に十分だとは言わずに、さらに子育て世代のニーズに応えられるような普及活動などの検討も、さらに住民への周知活動なんかも考えていっていただければと思います。

もう一度、そういったところに考え直してみようかという、ちょっとお答え聞きたいものでして、もう一度町長お答えしていただけないでしょうか。

○議長（池田信博）

牧野議員、もう少し端的に例えば3世帯から増やすとか、というような具体的な質問の仕方をしてください。

○2番（牧野牧子）

はい、分かりました。申し訳ありません。

そしたらですね、他の自治体の例もありましたけども、要は、「消滅可能性自治体からの脱却」ということですね、皆さんがですよ「子育て世代」を取り込みたい。だから他の自治体は皆さん頑張っていらっしゃるのかなって私は実際そう考えたので、こういった本当に受

皿を増やして子育てしやすい、その世代を取り込むために頑張っていこうって、そういう考えが聞けたらなと、ちょっと期待も込めて質問させていただいたところでした。

そういったところにも、町長も考えていただけたらなと思ひまして、もう一度お聞きしたところでした。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

今回のご質問で、「里親制度」がこういった1つの「ショートステイ」にも該当するということもまた皆さん分かっていただいたと思いますし、今までも、「里親会」の活動については先ほど答えたようにお知らせしておりますけれども、まだまだ不十分だという部分でのご指摘だと思いますので、今後引き続いて「里親制度の普及活動」について取り組んでまいりたいと思います。

○議長（ 池 田 信 博 ）

牧野議員、次の質問は昼休憩を挟んで、牧野議員からしていただきたいと思いますので、ここで13時30分まで休憩といたします。

（ 本会議休憩宣告 12時11分 ）

○議長（ 池 田 信 博 ）

休憩を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 13時30分 ）

引き続き、一般質問を行います。

牧野牧子議員、2問目からお願いします。

2番：牧野 牧子 議員

○2番（ 牧 野 牧 子 ）

それでは、午前中に引き続き質問していきたいと思います。

これまで私は、危険箇所の回避、防災組織についてなどの質問をしてきましたが、今回は災害が起こったときの対処についての質問をいたします。

「要配慮者等安全確保体制の整備の見直し」についてお聞きいたします。

隠岐の島町防災会議による「地域防災計画風水害等対策編」が令和4年3月に策定されていますが、その中に町は、防災担当者部局と福祉担当者部局の連携のもと、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び、平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等の福祉関係者と協力をして「要配慮者支援体制」の整

備に努めるとありました。

また、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、名簿を作成するとあります。名簿は定期的に更新するよう、名簿情報の適切な管理をするよう明記してありました。

ここで質問の内容になりますが、昨年 11 月に「住民と議会との懇談会」の中で特別な支援が必要な自閉症の子どもさんを持つご家庭のご家族が来られていて、昨年 1 月に起きた能登半島地震のときに、自閉症の方々の避難場所の確保が非常に困難であったことを受け、隠岐の島町内でもしも同様の災害が起きたときに、合理的配慮の観点からも、自閉症の方の避難所は平素からの居場所づくりが必要であると申し出ておられました。

町には、「要配慮者等安全確保体制の計画」があっても、特別な支援が必要な障がいのある方は集団で避難できないのではないのでしょうか。また、要配慮者の安全確保とは別ではございますが、ペットを飼っておられるご家庭も島内には多くおられるかと思います。集団避難場所へは、そういったペットを持ち込まれることでアレルギーをお持ちの方々がいたり、その他衛生面などで考慮すると、やはり大勢が集まる避難場所には連れていけずに、車で避難をせざるを得ないなど等、様々なご家庭があるのではないかと考えます。

近年、全ての人に多種多様にきめ細やかな対応が求められている中、「防災計画書」の内容も考慮し直すべきではないのかと考えます。隠岐の島町としての方針をお聞かせください。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、牧野議員の「要配慮者等安全確保体制の整備の見直し」についてのご質問にお答えします。

地震、大雨、台風など、全国各地で毎年自然災害が発生しており、本町におきましても、災害はいつ発生するかわからない状況であります。災害が発生する前後には、まず自分自身の身の安全を守るために、避難場所へ避難することが重要となります。

そして、避難先では自閉症の方など行動に制約がある方や、ペットとの同伴が必要な方への配慮求められることから、誰もがそれぞれの困難な特徴と配慮が必要であることを理解することが重要であると考えます。あわせて、様々な支援や場所づくりなどの対策も必要であると考えております。

「地域防災計画」は、基本的事項を総合的に定め、防災活動の効果的な実施を図ることを目的としています。議員ご指摘の全ての人、きめ細やかな対応が求められていることにつきましては、「個別避難計画」の作成、「ペット同伴に関するガイドライン」の策定に取り組ん

でまいりますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

○2番（ 牧 野 牧 子 ）

再質問させていただきます。

答弁の中で様々な支援や、場所づくりなどの対策も必要であると考えているという答弁だったかと思いますが、昨年ですね、テレビドラマで「ライオンの隠れ家」というドラマがあったんですけども、そこで俳優さんが「自閉症スペクトラム症」の役を演じておられました。ドラマでもすごく「自閉症」という言葉を少し皆さん理解されたかなと思われるんですけども、やはり特別な支援が必要な障がいのある方のお話によると、普段と違う事が起きるととてもパニックになり、普段できることができなくなる。そういった子どもがいるご家庭の保護者の方々は、とても周りに気を使い気兼ねなどをしてしまうので、やはり緊急時の避難にはとても不安になるとおっしゃっておられます。

ですので、そのためには平素からの慣れた場所に、慣れた拠点づくりも必要ではないのかなと私は個人的には思いました。また、甚大な自然災害は起きなくてもですね、先日の大船渡市の山火事のような、今朝も山火事防止の啓発の放送も入っていましたが、そういった山火事のような災害に至ったケースもあって、災害は本当にいつ身近にやってくるかも分かりません。

令和6年4月からですね「障害者差別解消法」も改定されまして、障がいのある方への合理的配慮の提供が行政機関等に対しては義務化をされております。こういった方々への対応を早急にすべきだと思っております。

先ほど、「個別避難計画」の作成についてですね、障がいをお持ちの方々の名簿については危機管理室が持っている、以前私が質問した答弁の中にそういったことがあったと記憶しております。しかし、「要配慮者」等の把握は保健福祉の観点からも、そちらの課もしっかり連携をとって、普段から備えていただきたいと私は思っております。

そういった連携した支援をするということで、連携しているのかということと、平素からの慣れた拠点づくりについての2点、町長のお考えをお聞かせください。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

福祉と危機管理室の連携はということ。また、慣れた拠点づくりということなんですが、まずもって「個別避難計画」大変重要なものであり、なかなか簡単にできるものでもなく、あるものもまた直ぐにいろいろ計画、これこそ計画を見直していかなくてはいけない「個別

避難計画」だと思っています。

以前から、危機管理室と福祉が連携してこれに取り組んでおります。

そしてまた、この「個別避難計画」の作成に当たって、今言われたそれぞれの事情に配慮が必要だということは十分理解しておりますし、慣れた拠点づくりという点では、地域の皆さんのご協力があって成り立つものであり、この「個別避難計画」も地域の皆さんとの話し合いを含めて作っていきます。

また、前後しますけども、慣れた拠点づくりという中では作るんだけど、どこで災害が発生するか分からんじゃないですか。その点も、きちんとした大元のひな形はつくりながら、場所についてはまた地域の皆さんと、その都度ということも指示があるかもしれませんし、まずは一番大事なのは、それぞれ事情がある方のことも踏まえた「個別避難計画」の作成、修正、見直し、これはすごく時間はかかりますが、ここをきちんとやっていきたい、その上で、地域の方と協力をいただきながら進めていきたいという風に考えています。

○2番（ 牧 野 牧 子 ）

障がいの度合いも、先ほど町長の答弁からもありましたが、やはり内容も避難所で被災しないかって言ったらそうではないし、ただ、先ほども言いましたとおり「自閉症」の方というのはなかなか違うところだという場所に行くとパニックが起こるという事例もありますので、やっぱり「個別避難場所」、しっかり保健福祉課とも連携をしていただきまして、災害時を想定して、平素から管理をしていただきですね、災害時にはスムーズな避難ができるよう努めていただきたいと思います。質問は終わります。

○議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、牧野 牧子 議員の一般質問を終わります。

最後に、5番：山田 浩太 議員

○5番（ 山 田 浩 太 ）

通告にしたがいまして、一般質問をさせていただきます。

今回私は「食と農」をテーマに掲げまして、質問の方をさせていただきます。

まず、今回のこの質問の背景と課題提起についてであります。本町においては、全国的な傾向と同様に、高齢化の進展に伴う医療費の増加が課題となっております。厚生労働省のデータによりますと、高齢者の医療費は若年層に比べて大幅に高く、その多くが生活習慣病に起因するものとなっております。

また、糖尿や高血圧などの疾病は、日々の食生活と深い関係があることが指摘されております。特に、生成された白米を主食とする食生活が血糖値の急上昇を引き起こす要因の一つとされております。

また本町はですね、豊かな自然と清らかな水に恵まれた地域でありまして、農業は重要な産業の一つであると私は考えております。しかしながら、米の消費量は年々減少し、農家の高齢化や後継者不足、これらの影響もありまして、地域の農業を維持していくことが大きな課題となっております。

その一方で、町内の学校給食や病院、公共施設等で提供されている「お米」につきましては、栄養価が高く、そして健康にいいものを選定することによって、町民の健康促進の観点からも重要ではないのかという風に考えております。

こうした背景を踏まえまして、今回私は、本町の公共施設、主に学校給食、そして保育園等の給食と考えておりますが、「金芽米」の導入が町民の健康促進と地域の農業の活性化に大きく、貢献すると考えて提案をさせていただきます。

次に、「医食同源」という言葉についてであります。

「医食同源」と言いますのは、日々の食事が健康を支えまして、病気を予防するという考え方でありまして、近年我が国でも生活習慣病の増加や、健康寿命の延伸が課題となる中で、この医食同源この考え方が重要視されてきております。

特に栄養価の高い食品を日々の食生活に取り入れることによりまして、健康維持や病気の予防に繋がることは多くの研究でも明らかとなっております。これら「医食同源米」として分類される「金芽米」は、通常の精米とは異なりまして、胚芽の一部や、お米の表面にある「あこふんそう 亜糊粉層」こういったものを、栄養の塊ですがこういったものを残したまま精米する技術のことでありまして、白米と同じようにかけるにもかかわらず、玄米により近い栄養価を持つお米となっております。具体的にはビタミンB群や食物繊維が豊富でありまして、免疫力の向上や腸内環境の改善にも寄与いたします。また、炊飯時の給水性が高いために、通常の白米よりも少ない水の量で炊くことができ、エネルギーの節約にも繋がってまいります。

「金芽米」を学校給食や病院、福祉施設などに導入することによりまして、子どもたちや高齢者の健康促進に寄与できるだけでなく、本町としてこの「金芽米」または「医食同源米」、こういったものを取り入れているということがブランドとなって、本町の価値向上にも繋がっていくのではないかと考えております。

では、他の自治体ではどういう風になっているかということで、いくつかの事例をご紹介します。実際に、既に「金芽米」を導入している自治体として、県内では安来市があります。そして和歌山県すさみ町、大阪府の泉大津市などの例があります。全国で私が調査した限りでは、約 20 から 30 の自治体が現在、この「医食同源米」という形で導入しているということでもあります。一つ取上げさせていただきますと、泉大津市では 2020 年から全国に先駆けて就学前と小中学校の給食に「金芽米」を採用し、また妊婦さんには毎月 10kg の「金芽米」を赤ちゃんが生まれるまでの間、無償で送るという施策を実施しています。そうすることによりまして、子どもたちと妊婦さんの健康向上につながったという検証結果のレポートが出ています。泉大津市の調査では、「食べやすい」「おいしい」といった児童や生徒の声が多く寄せられまして、また和歌山県すさみ町の報告によりまして、学校給食の残食率、全国平均約 6.9%であるそうなのですが、「金芽米」を導入したことによって約 0.9%減少に改善されているという、こういうフードロスに対する課題の改善にも繋がっているということでもあります。

昨今の物価高騰のご時世にも関わらず、保護者の負担額が変わらずに内容が充実した健康な給食を提供する仕組みというものを構築することができております。

これら成功事例を参考にしまして、本町でも町内の学校給食や公共施設に導入することで以下の効果が期待できるのではないかと考えています。

1 つ目、健康寿命の延伸による医療費の削減であります。2 つ目、地元農家との連携が必ず必要になってきますので、地元農家とより深く連携をすることによって農業が活性化するのではないかと考えております。3 つ目ですが、子育て世代への移住定住の呼びかけへ繋がると思っております。やはり隠岐へ移住して来る 30 代や 40 代、子育て世代の方々の多くは、この豊かな自然の中で子どもたちを伸び伸びと育てたいと、そしてさらにその食であったりとか、健康にも気遣っている、そういった方々が多いように私は感じております。

そういった方たちへの大きな PR の要因のひとつになってくるのではないかと思っております。そして 4 つ目は、学校給食の残食率、これらの削減、軽減、こういったものに繋がってくるかと思います。ちょっと前段長くなりましたがここから質問の方に移らせていただきます。

まず 1 つ目ですが、町内の公共施設、主には学校給食として保育所という風に考えておりますが、この「金芽米」や「医食同源米」の導入の可能性についてお伺いいたします。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の山田議員の「町内の公共施設における『金芽米』導入の可能性について」のご質問にお答えします。

議員仰せのとおり、「金芽米」は白米に比べビタミンや食物繊維などが多く含まれており、生活習慣病の予防効果などが期待されます。しかしながら、専用の精米機が必要な特殊な精米方法であること。白米と比較すると高価であること。そして、炊飯時の水加減が難しい上に、1 時間程度の浸水時間を必要とすることから、各公共施設とも調理工程を見直さなければならぬなどの課題がございます。

また、多くの施設では、主に町内産の「白米」を使用しておりますが、その仕入れ方法は各施設によって違いがございます。献立につきましても、各施設の栄養士が地元の食材を使いながら、栄養価を計算して献立を作成しております。

本町におきましても、糖尿病やがんなどの生活習慣病の予防は、健康づくりの課題の一つであります。生活習慣病の予防には、食事の内容だけでなく継続的な運動習慣、1 日三食のバランスのとれた食事、塩分や飲酒を控えること、健康診断を受けることなどは大切であり、本町では、幼児期から高齢期まで各年代へ向けて取り組みを行っているところであります。

これらのことから、現時点では、町内の公共施設で「金芽米」を導入することは考えておりませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

〇5番（山田 浩太）

町長にご答弁いただきまして、追加の質問をいくつかさせていただきたいと思います。

今町長、ご答弁いただきましたように、この導入、簡単な話ではないという風に思っております。例えば炊飯の水加減であったりとか、浸水時間の問題であったり、こういったものがあると思うんですが、ひとつ私が先ほどの中で申し上げてなかったことを追加として、今回これは、私この「金芽米」というお米導入を、この「お米」自体を導入するということでもう少し大きな枠組みのイメージをしておりまして、それが「医食同源」というこの考え方を導入するっていうところなんです。こういったこの「医食同源」にはですね、医食同源生薬研究財団という公益法人がございまして、これらがこの「医食同源」という考え方を推し進めております。これらの財団が主となって、自治体に約 20 から 30 の自治体に導入を進めているんですが、導入の何でしょう、この給食の炊飯方法等の実地指導、こういったものはサポートして下さるという回答をいただいております。

またですね、おそらく費用的な面というところ、今回ここの中には費用的なものというの

はございませんでしたが、費用的な部分等の問題等もあると思いますが、これらもこの財団というものが、この「医食同源」というものを進めている観点で加工費ですね、精米の加工費、そして輸送料です。今、安来市に加工の工場があります。JA しまねと安来市が連携をされて、加工場があるんですが、ここまでの輸送料はこの財団が導入の1年間は支援をするということで、他の自治体は導入の障^{しょうへき}壁が下がっているという現状がございます。

そういったサポート、これらをやっぱり全国的に広めてですね、さらにこの研究財団というのはですね、「健康調査」というのも同時に行っております。町民さんたちが実際に「金芽米」を導入して、実際に生活をされる中でどのように健康寿命が実際に本当に伸びたのか、例えば、赤ちゃんの体重が増えただったりとか、妊婦さんの体温が上がったりといろんな事例があるんですが、そういったことが本当に本町でも通用するのかということと、「健康調査」して下さるということでございます。

こういったサポートであつたりとか、支援等があることが前提で、改めてですね町長のほうに導入の考え、今回、無いという風にはっきりご答弁いただいているんですが、検討の余地があるのか無いのか、改めてお聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

再々質問で、財団の支援研究制度もある中で、改めて導入する考えはないかということですが、この後の2点、3点目の生産をするか、「金芽米」の生産を奨励していくのかというようなところにも全てかかっていきますんで、答え方が難しいですけども、今の話で財団の支援、サポートがあるから今後検討する余地があるかという質問に対しての、真っ直ぐな回答は考えがありません。

○5番（山田 浩太）

ご答弁いただきました。

では、次の質問の方に移らせていただきたいと思います。

2つ目の質問になりますが、今回私がこの提案をさせていただく中に一つ、地元の農家さんとの連携による「金芽米」の生産の促進についてということがございます。

町内の農家さんと協力をして、この「金芽米」の生産を推進することによりまして、地域の農業の活性化や地産地消の推進に繋がるのではないかと考えております。

これはですね、先ほど「健康調査」ということを私申し上げましたが、もしその「健康調査」の結果、地元の町民さんたちの健康寿命であつたりとか、健康の数値というものが、自

分たちが作ったお米でということになりますと、これは農家さんたちのやりがいという点にも、数値にはならない面でも寄与しているという風に私は考えておりますが、町としての見解をお聞かせください。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の山田議員の「地元農家との連携による『金芽米』生産の促進」についてのご質問にお答えします。

議員ご提案の「金芽米」の生産促進による地域農業の活性化と地産地消の推進という点がありますが、先ほども申し上げましたとおり「金芽米」は米の銘柄ではなく、専用の精米機で精米された米であります。公益業者が消費者のニーズに応え、独自の精米方法で販売しているブランド米であることから、行政が積極的に推進しにくい状況にある。

地域農業の活性化や、地産地消を推進するという点ではお考えは十分理解できるところでございますが、そういった事情から「金芽米」を町で生産することを奨励するということは現時点で考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○5番（ 山 田 浩 太 ）

ご答弁いただきました。

本当に町長おっしゃることは理解ができます。一小売業者のものをという観点であれば、確かにそうだと思います。私のもしかした伝え方であったりとか、そういったものが間違っていたのかもしれないんですが、「金芽米」、この「医食同源米」という大きなカテゴリーをですね、この財団、コンソーシアムもありますが、研究者等であります。

先ほど例として、20 から 30 の自治体が導入しているというお話をさせていただきましたが、どういう導入の仕方をされているかという、これは単なる一民間の「お米」を入れるというものではなくて、官民、産官学というところでの「包括連携協定」を結んでおります。そういった取り組みの中で、一つのは確かにこの「金芽米」というものを扱っているというのが実情であるんですが、ただ一小売業者さんの「お米」を町に入れましょうといった、こういったちょっと偏ったものではなく、民やそして学ですね、そういったものと連携をして、町の健康寿命こういったものに対して改善を図っていこうと。医療費の削減、そういったものやっっていこうというものが大きな背景にございます。

であることから、私の考えとしては一つの「ブランド米」というですね、一小売業者さんのものを導入するというご提案とはまた少し異なる点なんです、この点について改めて町

長のご意見お聞かせください。

○番外（町長 池田 高世偉）

生産を奨励しないことについて、一小売業者にだからということなのかということですが、これは少し違ってまして、議員の説明がというような発言はありましたけど、そういうことを思ってません。

おっしゃりたいこと、「医食同源」という部分とか、大きなところに立って話されていることは承知したうえで、町として今後、これからどう考えるかという点でお答えしているところであって、説明が悪いだとはなく、十分「医食同源」も含めて理解している中で、お話をさせていただいております。

一小売業者にこだわってないですが、次の質問にまた出てくるのですが、この精米機自体も特殊な精米機であって、これは一企業が商標登録したものであるという部分を、そういったまた特殊事業がある中で、町としてどう考えていくかという視点から、今の時点で導入しないということを発言しているつもりでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○5番（山田 浩太）

今の町長のお話であると、町に精米の機械を導入することが前提かと受け止めております。これが例えば外へ出すと、この島内、町内でとれた「お米」を島外の工場へ出すと。そしてまた加工されたものを戻してくると、こういった流れになった場合にはいかがでしょうか。

○番外（町長 池田 高世偉）

島外での加工生産して、町内への移入は考えられるかということですが、最初に議員が説明し、また私が答弁したように、その栄養価については十分認識しています。

ただ一点、「白米」が高価だという中で、またさらに移入費が入ることがさらに高価になるというこういった点が、最終的に医療費削減に繋がるじゃないかという、そういう論争したらきりがありませんが、そういった意味も含めて、現段階では導入する考えはないということです。

○5番（山田 浩太）

では、最後の質問に入らせていただきたいと思います。

3つ目になります。この「金芽米」、これらのブランド化による定住の促進についてであります。

この「金芽米」をですね、本町のブランド米として移住定住の呼びかけやPR、そしてふる

さと納税の促進に繋げることも可能だと考えておりますが、ご見解をお聞かせください。

○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）

ただ今の、山田議員の『金芽米』のブランド化による定住促進」についてのご質問にお答えします。

少し先ほどとかぶる面がありますが、ご了承いただきたいと思います。定住促進につきましては「施政方針」の中でも、一つの柱として掲げた重要施策であると考えております。

議員ご提案の「金芽米」を本町のブランド米とすることによる、移住定住のPRやふるさと納税の促進についてであります。金芽米は民間企業が商標登録し、既にブランド米として販売している米であります。このことから、本町のブランド米として、ふるさと納税の返礼品とするには、商標登録に係るライセンスの取得や特殊な精米機の導入など、様々な問題がございます。そういった中で、現時点では「金芽米」をブランド米として位置づけ、各種施策を展開していくことは考えておりませんので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○5番（ 山 田 浩 太 ）

そうですね、やはり難しいという、ご答弁をいただいておりますが、私が今回の質問を通じて、総じて申し上げたいのは、本当に隠岐にはこれだけ豊かな自然があります。これは本当に大きな財産だという風に思っております。

今、現実には町を見渡してですね、この財産を活かしきった施策というものがなかなか見受けられないといいますが、そう多くはないように感じている点があります。

私も移住者の1人として、やはりこの「食」であったりとか、「健康寿命」であったりとか、そして何より子どもたちの「健康と未来」なんです。そういったところでですね、町長はもちろんおっしゃっておりますので、当然、町民の皆さんにも伝わっていると思いますが、より具体的な策として大胆に、やはりこういったことの手を打っていくことにより、今の地元農家さんであったりとか、こういった学校関係の方々、そういった方々の気持ちの面や意識の面も変わってきて、それらというものが島の外にもより伝わっていったですね、大きなPRだったり、この宣伝力という要素にも繋がってきて移住定住の促進に繋がっていくという風に思っておりますので、是非また前向きなご検討等も、また別の形であったとしても、お願いできればという風に思っております。以上で質問を終わります。

○議長（ 池 田 信 博 ）

以上で、山田 浩太 議員の一般質問を終わります。

以上で、「一般質問」を終わります。

これで本日の議事日程は全て終了いたしました。

3月10日は定刻より「質疑」等を行います。

本日はこれにて散会します。

(散 会 宣 告 14時09分)

以 下 余 白